

法定福利費用について（平成 29 年度版）

1. 法定福利費とは

(1) 法定福利費とは企業（事業主）が負担する法律で定められている福利厚生の保険料です。

| 分類 | 科目 | | 事業主負担分 | 備考 |
|-------|-------|----------------|-----------|------------------------------|
| 社会保険料 | 健保 | 健康保険料 | 半額事業主負担 | 介護保険料は半額に加入率を反映した金額 →次頁参照 |
| | | 介護保険料 | | |
| | 厚生年金 | 厚生年金保険料 | 全額事業主負担 | |
| | | (子ども・子育て拠出金含む) | | |
| 労働保険料 | 労災保険料 | | → | 元請一括加入 |
| | 雇用保険料 | | 一定割合事業主負担 | |

(2) 今回、見積書に明示するのは事業主が負担する社会保険料（法定福利費）です。

施工作業員が負担する社会保険料は、労務費（賃金）に含まれています。

(3) 労務費に対する社会保険料の比率は以下の表によります。

保険料率は諸条件（地域・年月等）により異なります。

（モデル：東京）

| 保険区分 | 法定福利率（事業主負担） | | 計算式（法定福利率の根拠） |
|-----------------------|--------------|---------|--|
| | H29年6月現在 | 昨年度 | |
| 健康保険料 | 4.955% | 4.98% | 健康保険料率 9.91 ÷ 2 |
| 介護保険料 | 0.441% | 0.42% | 介護保険料率 1.65 ÷ 2 × 加入率 0.535 |
| 厚生年金保険料 (子ども・子育て含) | 9.321% | 9.114% | 厚生年金保険料率 18.182 ÷ 2 + 子ども・子育て手当 0.23 ※厚生年金保険料率は H29/9 以降 → 18.3 へ変更 |
| 雇用保険料 | 0.8% | 0.9% | 29年度雇用保険料率表より |
| 計 | 15.517% | 15.414% | |

（出典資料）

健康保険料・介護保険料

全国健康保険協会 協会けんぽ平成 29 年度都道府県単位保険料率

厚生年金（子ども・子育て拠出金）

日本年金機構 保険料額表

雇用保険料

厚生労働省 平成 29 年度雇用保険料率表

被保険者割合（40～64 歳）

協会けんぽ 平成 27 年度事業年報